# ふ じ さ き 地 域 活 性 化 助 成 金

## 地域活性化に向けた取組を支援します

### ：：：：　対　象　団　体　：：：：

次のすべての要件に該当する団体が対象です。

（１）　町内に事務所又は活動場所を有する団体（ＮＰＯ、ボランティアグループ、町民の活動団体、町内会等。ただし、自主防災組織を除く。）であること

（２）　概ね３人以上の会員で組織されていること

（３）　組織の運営に関する規則（規約、会則等）の定めがあること

（４）　予算、決算の管理が適切に行われていること

### ：：：：　対　象　事　業　：：：：

次のすべての要件を満たす事業が対象です。

（１）　対象団体が主体的に企画する事業

（２）　対象団体が自主的に実施することが可能な事業

（３）　公益的又は社会貢献的な事業

（４）　地域課題の解決が図られる事業

（５）　地域活性化の効果や成果が具体的に期待できる事業

（６）　創意工夫やアイデアがあり、新しい視点から先進的に取り組まれる事業

（７）　予算の見積もり等が適正である事業

### ：：：：　交　付　の　期　間　・　制　限　：：：：

１　対象期間は、１事業に対し単年度とし、年度内に１団体につき１事業まで助成を受けることができます。

２　同一事業が助成を受けることができる回数は通算５回までです。

３　対象団体が同一事業を今後も継続する意思があり、次の要件に該当する場合は、同一事業が助成を受けることができる回数を 10 回までとします。

【6 回目の助成を受ける要件】

同一事業に対する助成を、初回から５年連続で決定され、その翌年度に同一事業に対する助成を申請し、決定されたとき

※上記は、７回目以上の助成を受ける場合について、準用します。

### ：：：：　対　象　経　費　：：：：

事業実施に要する経費を対象としますが、次の経費は除きます。

１　助成金の交付の決定回数（決定の見込みを含む）が５回までの事業

（１）団体の構成員に対する飲食費、人件費、謝礼

（２）謝礼品（金銭ではなく酒、物品、金券等で謝礼するもの）

（３）食糧費

（４）対象事業に直接関係のない旅費

（５）対象事業に直接関係のない備品購入費

（６）団体の経常的な活動に要する維持運営費

（７）上記のほか、助成金を交付することが適当でないと認められる経費

※旅費及び備品に対する助成対象経費は、その合計額が助成金交付額の 40%以内

２　助成金の交付の決定回数（決定の見込みを含む）が６回以上の事業

（１）団体の構成員に対する飲食費、人件費、謝礼

（２）謝礼品（金銭ではなく酒、物品、金券等で謝礼するもの）

（３）食材購入費、食糧費

（４）対象事業に直接関係のない旅費

（５）備品購入費

（６）団体の経常的な活動に要する維持運営費

（７）上記のほか、助成金を交付することが適当でないと認められる経費

### ：：：：　助　成　金　の　額　：：：：

１　助成金の交付の決定回数（決定の見込みを含む）が５回までの事業

助成対象経費合計額又は 25 万円のいずれか低い額以内の額（千円未満切捨）

２　助成金の交付の決定回数（決定の見込みを含む）が６回以上の事業

助成対象経費合計額又は 15 万円のいずれか低い額以内の額（千円未満切捨）

### ：：：：　手　続　の　流　れ　：：：：

１　助成を希望する場合は、別に公表する期日までに、経営戦略課企画調整係へ助成金交付申請書などの必要書類を提出してください。

２　期日までに申請のあった事業について、審査会で内容を審査し、助成金交付の可否を決定します。

３　事業が完了したら、60 日を経過した日又は交付決定日の翌年度の４月 20 日のいずれか早い時期までに実績報告書などの必要書類を提出してください。